火山災害警戒地域指定都道県 火山防災担当主管課長 殿

> 内閣府政策統括官 (防災担当) 付 参事官(調査·企画担当)付参事官補佐 石井 陽

緊急時の火山防災協議会の役割に係る 各協議会における規約への記載事例について

平成30年7月26日付け府政防第952号「火山防災協議会及び協議会に参画する火山専門家の緊急時における役割の明確化による円滑な防災対応の推進について」を通知しているところです。

協議会が緊急時の役割や協議すべき事項について、改めて確認する際の参考となるよう、別紙「緊急時の火山防災協議会の役割に係る各協議会における規約への記載事例」を送付いたします。

緊急時に火山専門家に求める役割についても、緊急時の協議会の役割等に留意し、協議会の構成員とも相談の上、規約に明確にしてくださいますようお願いいたします。

【問合せ先】

内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付石井 陽 akira.ishii.t6t@cao.go.jp 上野 俊洋 ueno.toshihiro.c5r@cao.go.jp

TEL:03-3501-5693 FAX:03-3501-6820

(別紙)

緊急時の火山防災協議会の役割に係る各協議会における規約への記載事例

(所掌事務)

- 第〇条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事務を行う
 - (O) 火山活動の状況に応じた入山規制及び避難等の防災行動に関すること
 - (〇) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令並びに警戒区域の設定等防災対応 についての検討及び関係市町への助言に関すること。
 - (O) 大規模噴火時等における国、県及び市町の現地組織の連携に関すること

幹事会の所掌事務は次のとおりとする

(O) 大規模噴火時等における避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令並びに警戒区域の設定等防災対応についての検討及び関係市町への技術的助言に関すること

(所掌事務)

- 第〇条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号について協議等を行う
 - (O)避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する検討及びOO町への助言に関する こと

(所掌事務)

- 第〇条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所管する
 - (〇) 噴火による災害が発生又は発生が予測された場合において、災害応急対策、災害復旧及び噴火終息後における復興に関し、設置自治体及び関係機関相互間の連絡調整に関する事項

(コアグループ会議)

第〇条 協議会に、噴火時等の避難対象地域の拡大・縮小等の迅速な判断に資するよう 平常時及び緊急時に技術的検討を行うため、避難時期及び避難対象地域の確定 等に深く関与する機関実務者及び火山専門家によるコアグループ会議を置く